

(庶ろ－15－B)

平成30年9月10日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局参事官 富 澤 賢一郎

最高裁判所事務総局民事局第二課長 渡 邊 達之輔

民事事件担当裁判官等事務打合せの出席者について（事務連絡）

標記の事務打合せの出席者については、7月20日付け最高裁民二第2514号により通達し、各庁から推薦していただいたところですが、この度、これらの庁以外の各地方裁判所からも、希望がある場合には、裁判官又は書記官のいずれか1名が本事務打合せにオブザーバーとして出席できることといたしました。

ついては、管内の地方裁判所に対してこの内容をお知らせしていただくとともに、希望があった場合にはオブザーバーを取りまとめていただいた上で9月21日（金）までに推薦していただくようお願いいたします。

最高裁民二第3424号

(庶ろ-03)

平成30年10月5日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

〔東京, 横浜, さいたま, 千葉,
大阪, 京都, 神戸, 名古屋,
広島, 福岡, 仙台, 札幌, 高松〕

最高裁判所事務総局民事局長 平 田 豊

民事事件担当裁判官等事務打合せの出席者の招集について

(通達)

標記の事務打合せに別紙名簿記載の出席者を出席させてください。

なお、事務打合せは、11月16日(金)午前9時30分から当庁大会議室において開催されます。

おって、オブザーバーを出席させる地方裁判所に対しては、所管の高等裁判所から連絡してください。

(別紙)

民事事件担当裁判官等事務打合せ出席者名簿

1 協議員

東京地方裁判所	判事 (部総括)	氏 本 厚 司
同	判 事	木 村 匡 彦
同	民事首席書記官	菊 池 恒 夫
横浜地方裁判所	判事 (部総括)	鹿子木 康
同	判 事	齋 藤 巖
同	民事首席書記官	鹿 見 順 子
さいたま地方裁判所	判事 (部総括)	松 村 徹
同	判 事	工 藤 正
同	民事首席書記官	柳 下 俊 一
千葉地方裁判所	判事 (部総括)	蓮 井 俊 治
同	判 事	本 田 能 久
同	民事首席書記官	關 澤 直 人
大阪地方裁判所	判 事	大須賀 寛 之
同	同	新 海 寿加子
同	民事次席書記官	稲 葉 浩
京都地方裁判所	判事 (部総括)	島 崎 邦 彦
同	判 事	村 木 洋 二
同	民事首席書記官	角 間 猛 彦
神戸地方裁判所	判事 (部総括)	富 田 一 彦
同	判 事	和 久 一 彦
同	民事首席書記官	杉 原 哲 治
名古屋地方裁判所	判事 (部総括)	村 野 裕 二
同	判 事	片 山 健

同	民事次席書記官	竹内淳司
広島地方裁判所	判事（部総括）	小西洋
同	判事	金洪周
同	民事首席書記官	溝上真
福岡地方裁判所	判事（部総括）	波多江真史
同	判事	古市文孝
同	民事首席書記官	請園孝司
仙台地方裁判所	判事（部総括）	中島基至
同	判事	小津亮太
同	民事首席書記官	佐々木由紀子
札幌地方裁判所	判事（部総括）	武藤貴明
同	判事	萩原孝基
同	民事首席書記官	菊地弘恭
高松地方裁判所	判事（部総括）	森實将人
同	判事補（特例）	溝渕章展
同	民事首席書記官	貝出久雄

2 オブザーバー

知的財産高等裁判所	判事	間明宏充
東京高等裁判所	民事首席書記官	宮下一次
大阪高等裁判所	判事	中尾彰
同	民事首席書記官	新見雅信
名古屋高等裁判所	判事	劔持亮
同	民事首席書記官	田中良二
広島高等裁判所岡山支部	判事	西田昌吾
広島高等裁判所	民事首席書記官	星野満

福岡高等裁判所	判 事	松葉佐 隆 之
同	民事首席書記官	江 頭 誠
仙台高等裁判所	判 事	島 田 英一郎
同	民事首席書記官	小 野 和 夫
札幌高等裁判所	判 事	下 澤 良 太
同	民事首席書記官	山 口 桂
高松高等裁判所	判 事	横 地 大 輔
同	民事首席書記官	植 田 恭 弘
水戸地方裁判所	主 任 書 記 官	清 弘 祐 介
宇都宮地方裁判所	判 事 補	柿 部 泰 宏
前橋地方裁判所	主 任 書 記 官	森 山 ひとみ
静岡地方裁判所	判 事 (部総括)	小 池 あゆみ
甲府地方裁判所	判 事	園 田 稔
長野地方裁判所	主 任 書 記 官	関 賢太郎
新潟地方裁判所	判 事	中 島 朋 宏
奈良地方裁判所	判 事 (部総括)	島 岡 大 雄
大津地方裁判所	同	西 岡 繁 靖
和歌山地方裁判所	民事次席書記官	小 西 圭
津地方裁判所	判 事 (部総括)	鈴 木 幸 男
岐阜地方裁判所	判 事	本 松 智
福井地方裁判所	同	松 井 雅 典
金沢地方裁判所	民事首席書記官	横 井 剛
富山地方裁判所	判 事	吉 田 祈 代
山口地方裁判所	同	橋 本 耕太郎
岡山地方裁判所	同	佐 野 文 規
鳥取地方裁判所	同	姥 迫 浩 司

松江地方裁判所	判事（部総括）	堀 部 亮 一
佐賀地方裁判所	判 事	田 辺 暁 志
長崎地方裁判所	同	土 屋 毅
大分地方裁判所	同	空 閑 直 樹
熊本地方裁判所	同	植 田 裕紀久
鹿児島地方裁判所	同	中 村 仁 子
宮崎地方裁判所	同	下 山 久美子
那覇地方裁判所平良支部	判事補（特例）	松 原 経 正
福島地方裁判所	判事（部総括）	遠 藤 東 路
山形地方裁判所	判 事 補	菅 原 光 祥
盛岡地方裁判所	民事首席書記官	内空閑 英 敏
秋田地方裁判所	同	細 井 秀 俊
青森地方裁判所	判事補（特例）	館 英 子
函館地方裁判所	判 事	本 多 健 一
旭川地方裁判所	判 事 補	片 岡 顕 一
釧路地方裁判所	民事首席書記官	宮 木 隆 壽
徳島地方裁判所	判事（部総括）	川 畑 公 美
松山地方裁判所	同	梅 本 幸 作

最高裁民二第3804号

(庶ろ-03)

平成30年10月31日

横浜地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 平 田 豊

民事事件担当裁判官等事務打合せの出席者の変更について

(通達)

10月26日付け横浜地裁総第1772号をもって通知のありました標記の出席者については、下記のとおり変更します。

記

変更前 横浜地方裁判所 部総括判事 鹿子木 康

変更後 横浜地方裁判所 部総括判事 大 竹 優 子

最高裁民二第3991号

(庶ろ-03)

平成30年11月14日

札幌高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局民事局長 平 田 豊

民事事件担当裁判官等事務打合せの出席者の変更について

(通達)

11月13日付け札幌高裁総第1074号をもって通知のありました標記の出席者については、下記のとおり変更します。

記

変更前 札幌高等裁判所 民事首席書記官 山 口 桂

変更後 札幌高等裁判所 民事次席書記官 早 坂 弘

(別紙)

民事事件担当裁判官等事務打合せ事前アンケート

第1 本アンケート実施の趣旨

民事事件担当裁判官等事務打合せの開催に際して、協議事項に関し、民事局において各地方裁判所の実情等を把握し、同事務打合せでの議論に活用するとともに、各協議員において事前の準備・検討をしていただくために、本アンケートを実施いたしますので、御協力ください（アンケート回答は、庁名を除くなど、民事局において整理した上、事前配布資料として、出席者に交付することを予定しています。）。

第2 回答要領

- 1 アンケートは、本事務打合せに出席される協議員の所属する庁の実情を伺うものです。出席される部総括裁判官、右陪席裁判官及び首席書記官において、御負担にならない範囲で、所属庁の実情を把握した上、庁ごとに御回答ください（なお、アンケート事項の第2について、各庁で複数のアイデアが出された場合には、回答を一つに絞るのではなく、各庁で出されたアイデアを取りまとめて御回答いただくことで差し支えありません。）。

また、アンケート事項の第2の2については、今後改めて各庁の御意見をお伺いすることを予定しているため、現時点における各庁の検討状況に応じて御回答いただくことで差し支えありません。

- 2 回答内容は、別添の回答ファイルの各回答欄に記入又はドロップダウンリストから選択してください。

なお、自由記載の回答及び「その他」を選択した場合の具体的回答については、なるべく簡潔に記入してください（箇条書きでも構いません。）。

- 3 回答ファイルの提出に当たっては、ファイル名を「【アンケート回答用紙】〇〇地裁」とし、〇〇部分に各庁の庁名を記入してください。
- 4 本アンケートには、7月20日付け民事局長書簡記載の協議問題の出題趣旨、問題意識を前提として、御回答ください。

第3 アンケート事項

第1 現在の民事訴訟のプラクティスの課題について（協議事項第1、第2に共通する

質問）

- 1 現在所属する部や庁の事件処理に関する具体的な課題（例えば、審理運営方法、

係属する事件の質・量，構成員の経験・力量・意識等に関するものが考えられます。)にはどのようなものがありますか。また，その原因をどのように分析していますか。(自由記載・200字以内)

2 現在所属する庁において，裁判官相互又は裁判官と書記官との間で以下の事項に関して，個別の事案を超えてより良いプラクティスの在り方を意識した議論をしたことがありますか。「したことがある」と回答された場合には議論の具体的な内容について，「したことがない」と回答された場合にはその理由も併せて回答してください。(自由記載・各100字以内)

ア 口頭議論の活性化等による争点整理の充実

イ 必要十分な人証調べ

ウ 和解勧試の要否，時期，方法等

エ 判決書の内容，形式，分量等

第2 民事訴訟手続のIT化について(協議事項第1に関連する質問)

1 現行法の下でITを活用し，充実した争点整理を行うための方策

(1) ウェブ会議の活用

ア ウェブ会議(ビデオ通話を行わず，対面で画面共有やファイルの共同編集等を行う場合を含みます。以下同じ。)を活用して争点整理を行うことにはどのような利点があると考えていますか。これにより，前記第1の1で挙げた課題の解決につながることを期待できますか(利点がない，課題の解決につながることを期待できないと考えている場合には，その理由につき回答してください。)(自由記載・400字以内)

イ ウェブ会議を活用した争点整理に適した事件類型(事件の内容，当事者の属性等)にはどのようなものがあると考えていますか。また，それらの事件の中でどのような手続(例：書面による準備手続，当事者の一方が出頭しない進行協議，当事者の一方が出頭しない弁論準備手続等)で活用することが効果的であると考えていますか。(自由記載・400字以内)

ウ ウェブ会議を活用して充実した争点整理を行う上で，どのようなあい路があると考えていますか。また，それを克服するための工夫として，どのようなものが考えられますか。(自由記載・400字以内)

エ ウェブ会議を活用して充実した争点整理を行う上で，①どのような機器(例：タブレット型端末，外付けディスプレイ●台等。具体的なスペック等も必要に応じて記載。)や，②どのような機能(例：高画質のビデオ通話機能，画面共有機能，ファイル共同編集機能，録音・録画機能等)を備えたソフトウェアが必要であると考えますか。その理由(活用方法)も併せて回答してくだ

さい。(自由記載・300字以内)

(2) ウェブ会議以外の方策

現行法の下で充実した争点整理を行うために、ウェブ会議以外に、どのようなITツールを、どのような事件類型(事件の内容、当事者の属性等)で、どのように活用することが考えられますか。それにより、前記第1の1で挙げた具体的な課題の解決につながることを期待できますか。(自由記載・200字以内)

(3) ITを活用して充実した争点整理を行う上での書記官の果たすべき役割

現行法の下でITを活用して充実した争点整理を行う上で、書記官はどのような役割(例:争点整理結果の記録化、期日間の進行管理等)を果たすべきと考えられますか。(自由記載・400字以内)

2 制度改正を見据え、争点中心型の審理判断を行うためのIT活用の在り方

(1) 主張や証拠の提出をオンラインで行うものとし、訴訟記録全体を電子化した場合、審理運営の適正化や裁判所の事務の効率化の観点から、どのような利点及びあい路があると考えられますか。これにより、前記第1の1で挙げた具体的な課題の解決につながることを期待できますか。(自由記載・400字以内)

(2) ITを活用することにより、争いのない事件等については、簡易迅速に処理する一方で、争いのある事件についてはメリハリの付いた効率的・効果的な審理を一層実現するために、どのような方策や制度改正が考えられますか。(自由記載・400字以内)

(3) ITを活用して充実した審理を行うために、争点整理について、どのような制度改正を行うことが考えられますか。(複数回答可)

ア 当事者双方が出頭せずに(ウェブ会議を通じて)口頭弁論や争点整理手続を行うための方策の導入

イ ウェブ会議等を活用しつつ、期日回数、証拠方法等を制限して迅速な解決を図る特別の手続の創設

ウ 争点整理手続終了後の攻撃防御方法の提出を制限するための方策の導入

エ 提出される主張の量等を制限するための方策の導入

オ その他(アからエまでの選択肢に関する補足説明の記載も可)(自由記載・200字以内)

(4) ITを活用して充実した審理を行うために、証拠調べについて、どのような制度改正を行うことが考えられますか。(複数回答可)

ア 広く人証が出頭せずに(ウェブ会議を通じて)尋問を行う方策の導入

イ 検証において、ウェブ会議を通じて対象物を見分することを可能とする方策の導入

ウ その他(ア又はイの選択肢に関する補足説明の記載も可)(自由記載・200字以内)

0字以内)

- (5) 書記官が現在果たしている役割(送達事務, 期日調書の作成等の公証事務, 進行管理業務, 記録管理事務等)のうち, ITを活用して充実した審理を行うという観点から, 書記官が今後も果たすべき役割をどのように考えますか。また, 新たに果たすべき役割として考えられるものはありますか。そして, 書記官がそのような役割を果たすことを可能とするために必要な制度改正として, どのようなものが考えられますか。(自由記載・400字以内)
- (6) 以上のほか, 現行法の枠組みにとらわれずに充実した審理を行うために, どのようなITツールを, どのような事件で, どのように活用することが考えられますか。それにより, 前記第1の1で挙げた具体的な課題の解決につながることを期待できますか。(自由記載・400字以内)

3 IT化に向けた裁判所全体での意見交換等を活性化するための方策

- (1) IT化に向けた全国的な意見交換等を活性化するためにどのような方策を講ずる必要があると考えますか。(複数回答可)
- ア 最高裁からの情報提供の充実
 - イ 最高裁や高裁ブロックにおける事務打合せや協議会の実施
 - ウ 高裁間の連携(情報交換, 意見交換等)の強化
 - エ 司法研修所, 裁判所職員総合研修所における研修の実施
 - オ その他(自由記載・200字以内)
- (2) IT化に向けた高裁管内全体での意見交換等を活性化するためにどのような方策を講ずる必要があると考えますか。(複数回答可)
- ア 高裁からの情報提供の充実
 - イ 高裁における協議会や意見交換会の実施
 - ウ その他(自由記載・200字以内)
- (3) IT化に向けた全庁的な意見交換等を活性化するためにどのような方策を講ずる必要があると考えますか。(複数回答可)
- ア 職員が広くIT機器に触れる機会の確保
 - イ 庁内における意見交換会等の実施
 - ウ その他(自由記載・200字以内)

第3 合議の充実・活用の取組(協議事項第2に関連する質問)

1 部や庁の事件処理の課題を解決する方策としての合議の充実・活用の取組

- (1) 前記第1の1で挙げた具体的な課題のうち合議の充実・活用によって効果的に解決し得るものは何であると考えますか。その理由も併せて回答してください。(自由記載・200字以内)

(2) これまでの合議の充実・活用の取組により、前記(1)の課題は解決されていますか。解決されている課題がある場合はどのような点で改善が見られるか、解決されていない課題がある場合はその要因を併せて回答してください。(自由記載・200字以内)

2 司法研究を踏まえ合議の充実・活用の取組を全庁的に更に進めるための方策

(1) 部や庁において、合議相当事件についての認識を共有し、これを適切に合議に付す上での課題は何であると分析し、その課題の解決のためにどのような方策を講じていますか。(自由記載・400字以内)

(2) 部や庁において、合議に付した事件を適正迅速に審理判断する上での課題は何であると分析し、その課題の解決のためにどのような方策を講じていますか。(自由記載・400字以内)

(3) 部や庁において、合議の充実・活用を支える環境整備を全庁的に進める上での課題は何であると分析し、その課題の解決のためにどのような方策を講じていますか。(自由記載・400字以内)

以上

アンケート回答用紙

- … ピンク色のセルは、ドロップダウンリストから選択して入力してください。
- … 色が付いていないセルは、直接入力してください(回答は箇条書きでも構いません。)

回答者	地裁名

第1 現在の民事訴訟のプラクティスの課題について(協議事項第1, 第2に共通する質問)

設問番号	回答																																
1	<p>現在所属する部や庁の事件処理に関する具体的な課題(例えば、審理運営方法、係属する事件の質・量、構成員の経験・力量・意識等に関するものが考えられます。)にはどのようなものがありますか。また、その原因をどのように分析していますか。(自由記載・200字以内)</p> <p style="text-align: center;">回答</p>																																
2	<p>現在所属する庁において、裁判官相互又は裁判官と書記官との間で以下の事項に関して、個別の事案を超えてより良いプラクティスの在り方を意識した議論をしたことがありますか。「したことがある」と回答された場合には議論の具体的な内容について、「したことがない」と回答された場合にはその理由も併せて回答してください。(自由記載・各100字以内)</p> <p style="text-align: center;">回答</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">ア 口頭議論の活性化等による争点整理の充実</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>(ア) したことがある</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(イ) したことがない</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td>イ 必要十分な人証調べ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ア) したことがある</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(イ) したことがない</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td>ウ 和解勧誘の要否、時期、方法等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ア) したことがある</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(イ) したことがない</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td>エ 判決書の内容、形式、分量等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ア) したことがある</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(イ) したことがない</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	ア 口頭議論の活性化等による争点整理の充実		(ア) したことがある		(イ) したことがない				イ 必要十分な人証調べ		(ア) したことがある		(イ) したことがない				ウ 和解勧誘の要否、時期、方法等		(ア) したことがある		(イ) したことがない				エ 判決書の内容、形式、分量等		(ア) したことがある		(イ) したことがない			
ア 口頭議論の活性化等による争点整理の充実																																	
(ア) したことがある																																	
(イ) したことがない																																	
イ 必要十分な人証調べ																																	
(ア) したことがある																																	
(イ) したことがない																																	
ウ 和解勧誘の要否、時期、方法等																																	
(ア) したことがある																																	
(イ) したことがない																																	
エ 判決書の内容、形式、分量等																																	
(ア) したことがある																																	
(イ) したことがない																																	

第2 民事訴訟手続のIT化について(協議事項第1に関連する質問)

設問番号	回答
【現行法の下でITを活用し、充実した争点整理を行うための方策】	
【ウェブ会議の活用】	
<p>(1)</p> <p>回答</p>	<p>ア ウェブ会議(ビデオ通話を行わず、対面で画面共有やファイルの共同編集等を行う場合を含みます。以下同じ。)を活用して争点整理を行うことにはどのような利点があると考えていますか。これにより、前記第1の1で挙げた課題の解決につながることを期待できますか(利点がない、課題の解決につながることを期待できないと考えている場合には、その理由につき回答してください。)(自由記載・400字以内)</p>
	<p>イ ウェブ会議を活用した争点整理に適した事件類型(事件の内容、当事者の属性等)にはどのようなものがあると考えていますか。また、それらの事件の中でどのような手続(例:書面による準備手続、当事者の一方が出頭しない進行協議、当事者の一方が出頭しない弁論準備手続等)で活用することが効果的であると考えていますか。(自由記載・400字以内)</p>
	<p>ウ ウェブ会議を活用して充実した争点整理を行う上で、どのようなあい路があると考えていますか。また、それを克服するための工夫として、どのようなものが考えられますか。(自由記載・400字以内)</p>
<p>(2)</p> <p>回答</p>	<p>【ウェブ会議以外の方策】 現行法の下で充実した争点整理を行うために、ウェブ会議以外に、どのようなITツールを、どのような事件類型(事件の内容、当事者の属性等)で、どのように活用することが考えられますか。それにより、前記第1の1で挙げた具体的な課題の解決につながることを期待できますか。(自由記載・200字以内)</p>
<p>(3)</p> <p>回答</p>	<p>【ITを活用して充実した争点整理を行う上での書記官の果たすべき役割】 現行法の下でITを活用して充実した争点整理を行う上で、書記官はどのような役割(例:争点整理結果の記録化、期日間の進行管理等)を果たすべきと考えますか。(自由記載・400字以内)</p>

【制度改正を見据え、争点中心型の審理判断を行うためのIT活用の在り方】

2	(1)	<p>主張や証拠の提出をオンラインで行うものとし、訴訟記録全体を電子化した場合、審理運営の適正化や裁判所の事務の効率化の観点から、どのような利点及びあい路があると考えられますか。これにより、前記第1の1で挙げた具体的な課題の解決につながるものが期待できますか。(自由記載・400字以内)</p>									
	回答										
	(2)	<p>ITを活用することにより、争いのない事件等については、簡易迅速に処理する一方で、争いのある事件についてはメリハリの付いた効率的・効果的な審理を一層実現するために、どのような方策や制度改正が考えられますか。(自由記載・400字以内)</p>									
	回答										
	(3)	<p>ITを活用して充実した審理を行うために、争点整理について、どのような制度改正を行うことが考えられますか。(複数回答可)</p>									
	回答	<table border="1"> <tr> <td>ア 当事者双方が出頭せずに(ウェブ会議を通じて)口頭弁論や争点整理手続を行うための方策の導入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ ウェブ会議等を活用しつつ、期日回数、証拠方法等を制限して迅速な解決を図る特別の手続の創設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 争点整理手続終了後の攻撃防御方法の提出を制限するための方策の導入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ 提出される主張の量等を制限するための方策の導入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>オ その他(自由記載)</td> <td></td> </tr> </table> <p>「その他」を選択した場合の具体的回答(ア～エの選択肢に関する補足説明の記載も可(その場合【アの補足】等と明記))(200字以内)</p>	ア 当事者双方が出頭せずに(ウェブ会議を通じて)口頭弁論や争点整理手続を行うための方策の導入		イ ウェブ会議等を活用しつつ、期日回数、証拠方法等を制限して迅速な解決を図る特別の手続の創設		ウ 争点整理手続終了後の攻撃防御方法の提出を制限するための方策の導入		エ 提出される主張の量等を制限するための方策の導入		オ その他(自由記載)
ア 当事者双方が出頭せずに(ウェブ会議を通じて)口頭弁論や争点整理手続を行うための方策の導入											
イ ウェブ会議等を活用しつつ、期日回数、証拠方法等を制限して迅速な解決を図る特別の手続の創設											
ウ 争点整理手続終了後の攻撃防御方法の提出を制限するための方策の導入											
エ 提出される主張の量等を制限するための方策の導入											
オ その他(自由記載)											
(4)	<p>ITを活用して充実した審理を行うために、証拠調べについて、どのような制度改正を行うことが考えられますか。(複数回答可)</p>										
回答	<table border="1"> <tr> <td>ア 広く人証が出頭せずに(ウェブ会議を通じて)尋問を行う方策の導入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 検証において、ウェブ会議を通じて対象物を見分することを可能とする方策の導入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ その他(自由記載)</td> <td></td> </tr> </table> <p>「その他」を選択した場合の具体的回答(ア、イの選択肢に関する補足説明の記載も可(その場合【アの補足】等と明記))(200字以内)</p>	ア 広く人証が出頭せずに(ウェブ会議を通じて)尋問を行う方策の導入		イ 検証において、ウェブ会議を通じて対象物を見分することを可能とする方策の導入		ウ その他(自由記載)					
ア 広く人証が出頭せずに(ウェブ会議を通じて)尋問を行う方策の導入											
イ 検証において、ウェブ会議を通じて対象物を見分することを可能とする方策の導入											
ウ その他(自由記載)											
(5)	<p>書記官が現在果たしている役割(送達事務、期日調書の作成等の公証事務、進行管理業務、記録管理事務等)のうち、ITを活用して充実した審理を行うという観点から、書記官が今後も果たすべき役割をどのように考えますか。また、新たに果たすべき役割として考えられるものはありますか。そして、書記官がそのような役割を果たすことを可能とするために必要な制度改正として、どのようなものが考えられますか。(自由記載・400字以内)</p>										
回答											
(6)	<p>以上のほか、現行法の枠組みにとらわれずに充実した審理を行うために、どのようなITツールを、どのような事件で、どのように活用することが考えられますか。それにより、前記第1の1で挙げた具体的な課題の解決につながるものが期待できますか。(自由記載・400字以内)</p>										
回答											

【IT化に向けた裁判所全体での意見交換等を活性化するための方策】		
3	(1)	IT化に向けた全国的な意見交換等を活性化するためにどのような方策を講ずる必要があると考えますか。(複数回答可)
		回答
		ア 最高裁からの情報提供の充実
		イ 最高裁や高裁ブロックにおける事務打合せや協議会の実施
		ウ 高裁間の連携(情報交換, 意見交換等)の強化
		エ 司法研修所, 裁判所職員総合研修所における研修の実施
		オ その他(自由記載)
	「その他」を選択した場合の具体的な回答(200字以内)	
	(2)	IT化に向けた高裁管内全体での意見交換等を活性化するためにどのような方策を講ずる必要があると考えますか。(複数回答可)
		回答
		ア 高裁からの情報提供の充実
		イ 高裁における協議会や意見交換会の実施
		ウ その他(自由記載)
	「その他」を選択した場合の具体的な回答(200字以内)	
(3)	IT化に向けた全庁的な意見交換等を活性化するためにどのような方策を講ずる必要があると考えますか。(複数回答可)	
	回答	
	ア 職員が広くIT機器に触れる機会の確保	
	イ 庁内における意見交換会等の実施	
	ウ その他(自由記載)	
「その他」を選択した場合の具体的な回答(200字以内)		

第3 合議の充実・活用の取組(協議事項第2に関連する質問)

設問番号	回答	
【部や庁の事件処理の課題を解決する方策としての合議の充実・活用の取組】		
1	(1)	前記第1の1で挙げた具体的な課題のうち合議の充実・活用によって効果的に解決し得るものは何であると考えますか。その理由も併せて回答してください。(自由記載・200字以内)
	回答	
	(2)	これまでの合議の充実・活用の取組により、前記(1)の課題は解決されていますか。解決されている課題がある場合はどのような点で改善が見られるか、解決されていない課題がある場合はその要因を併せて回答してください。(自由記載・200字以内)
	回答	
【司法研究を踏まえ合議の充実・活用の取組を全庁的に更に進めるための方策】		
2	(1)	部や庁において、合議相当事件についての認識を共有し、これを適切に合議に付す上での課題は何であると分析し、その課題の解決のためにどのような方策を講じていますか。(自由記載・400字以内)
	回答	
	(2)	部や庁において、合議に付した事件を適正迅速に審理判断する上での課題は何であると分析し、その課題の解決のためにどのような方策を講じていますか。(自由記載・400字以内)
	回答	
	(3)	部や庁において、合議の充実・活用を支える環境整備を全庁的に進める上での課題は何であると分析し、その課題の解決のためにどのような方策を講じていますか。(自由記載・400字以内)
	回答	

(庶ろ-15-B)

平成30年7月20日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局民事局長 平 田 豊

民事事件担当裁判官等事務打合せのためのアンケートについて
て(事務連絡)

標記の事務打合せの開催については、本日付け最高裁民二第2514号により通達したところですが、より充実した協議を行っていただくため、別添のとおり、アンケートを実施することとしましたので、お知らせします。

(別紙)

民事事件担当裁判官等事務打合せ事前アンケート

第1 本アンケート実施の趣旨

民事事件担当裁判官等事務打合せの開催に際して、協議事項に関し、民事局において各地方裁判所の実情等を把握し、同事務打合せでの議論に活用するとともに、各協議員において事前の準備・検討をしていただくために、本アンケートを実施いたしますので、御協力ください（アンケート回答は、庁名を除くなど、民事局において整理した上、事前配布資料として、出席者に交付することを予定しています。）。

第2 回答要領

- 1 アンケートは、本事務打合せに出席される協議員の所属する庁の実情を伺うものです。出席される部総括裁判官、右陪席裁判官及び首席書記官において、御負担にならない範囲で、所属庁の実情を把握した上、庁ごとに御回答ください（なお、アンケート事項の第2について、各庁で複数のアイデアが出された場合には、回答を一つに絞るのではなく、各庁で出されたアイデアを取りまとめて御回答いただくことで差し支えありません。）。

また、アンケート事項の第2の2については、今後改めて各庁の御意見をお伺いすることを予定しているため、現時点における各庁の検討状況に応じて御回答いただくことで差し支えありません。

- 2 回答内容は、別添の回答ファイルの各回答欄に記入又はドロップダウンリストから選択してください。

なお、自由記載の回答及び「その他」を選択した場合の具体的回答については、なるべく簡潔に記入してください（箇条書きでも構いません。）。

- 3 回答ファイルの提出に当たっては、ファイル名を「【アンケート回答用紙】〇〇地裁」とし、〇〇部分に各庁の庁名を記入してください。
- 4 本アンケートには、7月20日付け民事局長書簡記載の協議問題の出題趣旨、問題意識を前提として、御回答ください。

第3 アンケート事項

第1 現在の民事訴訟のプラクティスの課題について（協議事項第1、第2に共通する

質問）

- 1 現在所属する部や庁の事件処理に関する具体的な課題（例えば、審理運営方法、

係属する事件の質・量，構成員の経験・力量・意識等に関するものが考えられます。）にはどのようなものがありますか。また，その原因をどのように分析していますか。（自由記載・200字以内）

2 現在所属する庁において，裁判官相互又は裁判官と書記官との間で以下の事項に関して，個別の事案を超えてより良いプラクティスの在り方を意識した議論をしたことがありますか。「したことがある」と回答された場合には議論の具体的な内容について，「したことがない」と回答された場合にはその理由も併せて回答してください。（自由記載・各100字以内）

ア 口頭議論の活性化等による争点整理の充実

イ 必要十分な人証調べ

ウ 和解勧試の要否，時期，方法等

エ 判決書の内容，形式，分量等

第2 民事訴訟手続のIT化について（協議事項第1に関連する質問）

1 現行法の下でITを活用し，充実した争点整理を行うための方策

(1) ウェブ会議の活用

ア ウェブ会議（ビデオ通話を行わず，対面で画面共有やファイルの共同編集等を行う場合を含みます。以下同じ。）を活用して争点整理を行うことにはどのような利点があると考えていますか。これにより，前記第1の1で挙げた課題の解決につながることを期待できますか（利点がない，課題の解決につながることを期待できないと考えている場合には，その理由につき回答してください。）。（自由記載・400字以内）

イ ウェブ会議を活用した争点整理に適した事件類型（事件の内容，当事者の属性等）にはどのようなものがあると考えていますか。また，それらの事件の中でどのような手続（例：書面による準備手続，当事者の一方が出頭しない進行協議，当事者の一方が出頭しない弁論準備手続等）で活用することが効果的であると考えていますか。（自由記載・400字以内）

ウ ウェブ会議を活用して充実した争点整理を行う上で，どのようなあい路があると考えていますか。また，それを克服するための工夫として，どのようなものが考えられますか。（自由記載・400字以内）

エ ウェブ会議を活用して充実した争点整理を行う上で，①どのような機器（例：タブレット型端末，外付けディスプレイ●台等。具体的なスペック等も必要に応じて記載。）や，②どのような機能（例：高画質のビデオ通話機能，画面共有機能，ファイル共同編集機能，録音・録画機能等）を備えたソフトウェアが必要であると考えますか。その理由（活用方法）も併せて回答してくだ

さい。(自由記載・300字以内)

(2) ウェブ会議以外の方策

現行法の下で充実した争点整理を行うために、ウェブ会議以外に、どのようなITツールを、どのような事件類型(事件の内容、当事者の属性等)で、どのように活用することが考えられますか。それにより、前記第1の1で挙げた具体的な課題の解決につながることを期待できますか。(自由記載・200字以内)

(3) ITを活用して充実した争点整理を行う上での書記官の果たすべき役割

現行法の下でITを活用して充実した争点整理を行う上で、書記官はどのような役割(例:争点整理結果の記録化、期日間の進行管理等)を果たすべきと考えますか。(自由記載・400字以内)

2 制度改正を見据え、争点中心型の審理判断を行うためのIT活用の在り方

(1) 主張や証拠の提出をオンラインで行うものとし、訴訟記録全体を電子化した場合、審理運営の適正化や裁判所の事務の効率化の観点から、どのような利点及びあい路があると考えられますか。これにより、前記第1の1で挙げた具体的な課題の解決につながることを期待できますか。(自由記載・400字以内)

(2) ITを活用することにより、争いのない事件等については、簡易迅速に処理する一方で、争いのある事件についてはメリハリの付いた効率的・効果的な審理を一層実現するために、どのような方策や制度改正が考えられますか。(自由記載・400字以内)

(3) ITを活用して充実した審理を行うために、争点整理について、どのような制度改正を行うことが考えられますか。(複数回答可)

ア 当事者双方が出頭せずに(ウェブ会議を通じて)口頭弁論や争点整理手続を行うための方策の導入

イ ウェブ会議等を活用しつつ、期日回数、証拠方法等を制限して迅速な解決を図る特別の手続の創設

ウ 争点整理手続終了後の攻撃防御方法の提出を制限するための方策の導入

エ 提出される主張の量等を制限するための方策の導入

オ その他(アからエまでの選択肢に関する補足説明の記載も可)(自由記載・200字以内)

(4) ITを活用して充実した審理を行うために、証拠調べについて、どのような制度改正を行うことが考えられますか。(複数回答可)

ア 広く人証が出頭せずに(ウェブ会議を通じて)尋問を行う方策の導入

イ 検証において、ウェブ会議を通じて対象物を見分することを可能とする方策の導入

ウ その他(ア又はイの選択肢に関する補足説明の記載も可)(自由記載・20

0字以内)

- (5) 書記官が現在果たしている役割(送達事務, 期日調書の作成等の公証事務, 進行管理業務, 記録管理事務等)のうち, ITを活用して充実した審理を行うという観点から, 書記官が今後も果たすべき役割をどのように考えますか。また, 新たに果たすべき役割として考えられるものはありますか。そして, 書記官がそのような役割を果たすことを可能とするために必要な制度改正として, どのようなものが考えられますか。(自由記載・400字以内)
- (6) 以上のほか, 現行法の枠組みにとらわれずに充実した審理を行うために, どのようなITツールを, どのような事件で, どのように活用することが考えられますか。それにより, 前記第1の1で挙げた具体的な課題の解決につながることを期待できますか。(自由記載・400字以内)

3 IT化に向けた裁判所全体での意見交換等を活性化するための方策

- (1) IT化に向けた全国的な意見交換等を活性化するためにどのような方策を講ずる必要があると考えますか。(複数回答可)
- ア 最高裁からの情報提供の充実
 - イ 最高裁や高裁ブロックにおける事務打合せや協議会の実施
 - ウ 高裁間の連携(情報交換, 意見交換等)の強化
 - エ 司法研修所, 裁判所職員総合研修所における研修の実施
 - オ その他(自由記載・200字以内)
- (2) IT化に向けた高裁管内全体での意見交換等を活性化するためにどのような方策を講ずる必要があると考えますか。(複数回答可)
- ア 高裁からの情報提供の充実
 - イ 高裁における協議会や意見交換会の実施
 - ウ その他(自由記載・200字以内)
- (3) IT化に向けた全庁的な意見交換等を活性化するためにどのような方策を講ずる必要があると考えますか。(複数回答可)
- ア 職員が広くIT機器に触れる機会の確保
 - イ 庁内における意見交換会等の実施
 - ウ その他(自由記載・200字以内)

第3 合議の充実・活用の取組(協議事項第2に関連する質問)

1 部や庁の事件処理の課題を解決する方策としての合議の充実・活用の取組

- (1) 前記第1の1で挙げた具体的な課題のうち合議の充実・活用によって効果的に解決し得るものは何であると考えますか。その理由も併せて回答してください。(自由記載・200字以内)

(2) これまでの合議の充実・活用の取組により、前記(1)の課題は解決されていますか。解決されている課題がある場合はどのような点で改善が見られるか、解決されていない課題がある場合はその要因を併せて回答してください。(自由記載・200字以内)

2 司法研究を踏まえ合議の充実・活用の取組を全庁的に更に進めるための方策

(1) 部や庁において、合議相当事件についての認識を共有し、これを適切に合議に付す上での課題は何であると分析し、その課題の解決のためにどのような方策を講じていますか。(自由記載・400字以内)

(2) 部や庁において、合議に付した事件を適正迅速に審理判断する上での課題は何であると分析し、その課題の解決のためにどのような方策を講じていますか。(自由記載・400字以内)

(3) 部や庁において、合議の充実・活用を支える環境整備を全庁的に進める上での課題は何であると分析し、その課題の解決のためにどのような方策を講じていますか。(自由記載・400字以内)

以上

第2 民事訴訟手続のIT化について(協議事項第1に関連する質問)

設問番号	回答
【現行法の下でITを活用し、充実した争点整理を行うための方策】	
【ウェブ会議の活用】	
(1) 回答	<p>ア ウェブ会議(ビデオ通話を行わず、対面で画面共有やファイルの共同編集等を行う場合を含みます。以下同じ。)を活用して争点整理を行うことにはどのような利点があると考えていますか。これにより、前記第1の1で挙げた課題の解決につながることを期待できますか(利点がない、課題の解決につながることを期待できないと考えている場合には、その理由につき回答してください。)(自由記載・400字以内)</p>
	<p>イ ウェブ会議を活用した争点整理に適した事件類型(事件の内容、当事者の属性等)にはどのようなものがあると考えていますか。また、それらの事件の中でどのような手続(例:書面による準備手続、当事者の一方が出頭しない進行協議、当事者の一方が出頭しない弁論準備手続等)で活用することが効果的であると考えていますか。(自由記載・400字以内)</p>
	<p>ウ ウェブ会議を活用して充実した争点整理を行う上で、どのようなあい路があると考えていますか。また、それを克服するための工夫として、どのようなものが考えられますか。(自由記載・400字以内)</p>
	<p>エ ウェブ会議を活用して充実した争点整理を行う上で、①どのような機器(例:タブレット型端末、外付けディスプレイ●台等。具体的なスペック等も必要に応じて記載。)や、②どのような機能(例:高画質のビデオ通話機能、画面共有機能、ファイル共同編集機能、録音・録画機能等)を備えたソフトウェアが必要であると考えますか。その理由(活用方法)も併せて回答してください。(自由記載・300字以内)</p>
(2) 回答	<p>【ウェブ会議以外の方策】 現行法の下で充実した争点整理を行うために、ウェブ会議以外に、どのようなITツールを、どのような事件類型(事件の内容、当事者の属性等)で、どのように活用することが考えられますか。それにより、前記第1の1で挙げた具体的な課題の解決につながることを期待できますか。(自由記載・200字以内)</p>
(3) 回答	<p>【ITを活用して充実した争点整理を行う上での書記官の果たすべき役割】 現行法の下でITを活用して充実した争点整理を行う上で、書記官はどのような役割(例:争点整理結果の記録化、期日間の進行管理等)を果たすべきと考えますか。(自由記載・400字以内)</p>

【制度改正を見据え、争点中心型の審理判断を行うためのIT活用の在り方】

2	(1)	<p>主張や証拠の提出をオンラインで行うものとし、訴訟記録全体を電子化した場合、審理運営の適正化や裁判所の事務の効率化の観点から、どのような利点及びあい路があると考えられますか。これにより、前記第1の1で挙げた具体的な課題の解決につながるものが期待できますか。(自由記載・400字以内)</p>														
	回答															
	(2)	<p>ITを活用することにより、争いのない事件等については、簡易迅速に処理する一方で、争いのある事件についてはメリハリの付いた効率的・効果的な審理を一層実現するために、どのような方策や制度改正が考えられますか。(自由記載・400字以内)</p>														
	回答															
	(3)	<p>ITを活用して充実した審理を行うために、争点整理について、どのような制度改正を行うことが考えられますか。(複数回答可)</p>														
	回答	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">ア</td> <td style="width: 85%;">当事者双方が出頭せずに(ウェブ会議を通じて)口頭弁論や争点整理手続を行うための方策の導入</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>ウェブ会議等を活用しつつ、期日回数、証拠方法等を制限して迅速な解決を図る特別の手続の創設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>争点整理手続終了後の攻撃防御方法の提出を制限するための方策の導入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>提出される主張の量等を制限するための方策の導入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>その他(自由記載)</td> <td></td> </tr> </table> <p>「その他」を選択した場合の具体的回答(ア～エの選択肢に関する補足説明の記載も可(その場合【アの補足】等と明記))(200字以内)</p>	ア	当事者双方が出頭せずに(ウェブ会議を通じて)口頭弁論や争点整理手続を行うための方策の導入		イ	ウェブ会議等を活用しつつ、期日回数、証拠方法等を制限して迅速な解決を図る特別の手続の創設		ウ	争点整理手続終了後の攻撃防御方法の提出を制限するための方策の導入		エ	提出される主張の量等を制限するための方策の導入		オ	その他(自由記載)
ア	当事者双方が出頭せずに(ウェブ会議を通じて)口頭弁論や争点整理手続を行うための方策の導入															
イ	ウェブ会議等を活用しつつ、期日回数、証拠方法等を制限して迅速な解決を図る特別の手続の創設															
ウ	争点整理手続終了後の攻撃防御方法の提出を制限するための方策の導入															
エ	提出される主張の量等を制限するための方策の導入															
オ	その他(自由記載)															
(4)	<p>ITを活用して充実した審理を行うために、証拠調べについて、どのような制度改正を行うことが考えられますか。(複数回答可)</p>															
回答	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">ア</td> <td style="width: 85%;">広く人証が出頭せずに(ウェブ会議を通じて)尋問を行う方策の導入</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>検証において、ウェブ会議を通じて対象物を見分することを可能とする方策の導入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>その他(自由記載)</td> <td></td> </tr> </table> <p>「その他」を選択した場合の具体的回答(ア、イの選択肢に関する補足説明の記載も可(その場合【アの補足】等と明記))(200字以内)</p>	ア	広く人証が出頭せずに(ウェブ会議を通じて)尋問を行う方策の導入		イ	検証において、ウェブ会議を通じて対象物を見分することを可能とする方策の導入		ウ	その他(自由記載)							
ア	広く人証が出頭せずに(ウェブ会議を通じて)尋問を行う方策の導入															
イ	検証において、ウェブ会議を通じて対象物を見分することを可能とする方策の導入															
ウ	その他(自由記載)															
(5)	<p>書記官が現在果たしている役割(送達事務、期日調書の作成等の公証事務、進行管理業務、記録管理事務等)のうち、ITを活用して充実した審理を行うという観点から、書記官が今後も果たすべき役割をどのように考えますか。また、新たに果たすべき役割として考えられるものはありますか。そして、書記官がそのような役割を果たすことを可能とするために必要な制度改正として、どのようなものが考えられますか。(自由記載・400字以内)</p>															
回答																
(6)	<p>以上のほか、現行法の枠組みにとらわれずに充実した審理を行うために、どのようなITツールを、どのような事件で、どのように活用することが考えられますか。それにより、前記第1の1で挙げた具体的な課題の解決につながるものが期待できますか。(自由記載・400字以内)</p>															
回答																

【IT化に向けた裁判所全体での意見交換等を活性化するための方策】

3	(1)	IT化に向けた全国的な意見交換等を活性化するためにどのような方策を講ずる必要があると考えますか。(複数回答可)	
		回答	ア 最高裁からの情報提供の充実 イ 最高裁や高裁ブロックにおける事務打合せや協議会の実施 ウ 高裁間の連携(情報交換、意見交換等)の強化 エ 司法研修所、裁判所職員総合研修所における研修の実施 オ その他(自由記載) 「その他」を選択した場合の具体的回答(200字以内)
3	(2)	IT化に向けた高裁管内全体での意見交換等を活性化するためにどのような方策を講ずる必要があると考えますか。(複数回答可)	
		回答	ア 高裁からの情報提供の充実 イ 高裁における協議会や意見交換会の実施 ウ その他(自由記載) 「その他」を選択した場合の具体的回答(200字以内)
3	(3)	IT化に向けた全庁的な意見交換等を活性化するためにどのような方策を講ずる必要があると考えますか。(複数回答可)	
		回答	ア 職員が広くIT機器に触れる機会の確保 イ 庁内における意見交換会等の実施 ウ その他(自由記載) 「その他」を選択した場合の具体的回答(200字以内)

第3 合議の充実・活用の取組(協議事項第2に関連する質問)

設問番号	回答	
【部や庁の事件処理の課題を解決する方策としての合議の充実・活用の取組】		
1	(1)	前記第1の1で挙げた具体的な課題のうち合議の充実・活用によって効果的に解決し得るものは何であると考えますか。その理由も併せて回答してください。(自由記載・200字以内)
	回答	
	(2)	これまでの合議の充実・活用の取組により、前記(1)の課題は解決されていますか。解決されている課題がある場合はどのような点で改善が見られるか、解決されていない課題がある場合はその要因を併せて回答してください。(自由記載・200字以内)
	回答	
【司法研究を踏まえ合議の充実・活用の取組を全庁的に更に進めるための方策】		
2	(1)	部や庁において、合議相当事件についての認識を共有し、これを適切に合議に付す上での課題は何であると分析し、その課題の解決のためにどのような方策を講じていますか。(自由記載・400字以内)
	回答	
	(2)	部や庁において、合議に付した事件を適正迅速に審理判断する上での課題は何であると分析し、その課題の解決のためにどのような方策を講じていますか。(自由記載・400字以内)
	回答	
	(3)	部や庁において、合議の充実・活用を支える環境整備を全庁的に進める上での課題は何であると分析し、その課題の解決のためにどのような方策を講じていますか。(自由記載・400字以内)
	回答	